

大泉町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

大泉町長 村 山 俊 明

大泉町条例第 1 8 号

大泉町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

大泉町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

大泉町認可地縁団体印鑑条例（平成２２年大泉町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「すべて」を「全て」に、「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。